いじめ防止に関する基本方針

令和８年 10 月

富士市立吉永第二小学校

1　いじめの定義といじめ防止等に関する基本的な考え方

⑴　いじめの定義

（定義）いじめ防止対策推進法　第２条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかを判断する際には、いじめを受けたこどもの立場に立つことが必要不可欠。表面上はけんかやふざけ合いのように見えても、目が行き届かない所で被害が発生していることもある。「心身の苦痛を感じている」と表明しているものだけでなく、こども自身が苦痛を表現できなかったり、いじめと気づいていなかったりする場合もあることを念頭に置き、本人や周りの状況等をしっかりと確認することが必要。このような判断を特定の教職員のみで行うことは、重大な見落としや誤った解釈を招くおそれがあるため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有して複数の目で確認する。

⑵　いじめの理解

いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力

を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

さらに、加害・被害という二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりすることも、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらないこどもがいることにも注視し、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく。

⑶ 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どのこどもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべてのこどもに向けた対応が求められる。

いじめを受けたこどもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめたこどもや周りのこどもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体が心の通い合う、温かな人間関係の中で、健やかでたくましく、いじめに向かわないこどもを育てていくことが必要。「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むことが求められている。

2　推進体制

⑴ 学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）

組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織。いじめの相談・通報の窓口でもある

○　通常構成員・・・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学級担任

○　緊急時構成員・・通常構成員に加えて必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーー、学校医　等

⑵　年間を見通した指導計画

時期	活動内容	対象		
		児童	教職員	保護者等
４月	こどもを語る会・いじめ対策委員会① ・校内研修①・関係機関への説明（いじめ防止基本方針について）		○	
	入学式（学校いじめ防止基本方針について書面で配付）			○
	保護者懇談会（学校いじめ防止基本方針について書面で配付）			○
	SEL①実施（２・３・６年生）	○		
	こどもを語る会・いじめ対策委員会②		○	
	保護者面談①			○
５月	SEL①実施（１・４・５年生）	○		
	保護者相談日①			○
６月	こどもを語る会・いじめ対策委員会③		○	
	心のアンケート実施①	○		
	教育相談日①	○		
	保護者相談日②			○
	SEL 実施②（全学年）	○		
７月	保護者希望面談			○
	こどもを語る会・いじめ対策委員会④		○	
	校内研修②（SC による教職員向け SEL）		○	
８月	保護者相談日③			○
９月	こどもを語る会・いじめ対策委員会⑤		○	
	心のアンケート実施②	○		
	保護者相談日④			○
	教育相談日②	○		
１０月	保護者面談②			○
	SEL③実施（全学年）	○		
	こどもを語る会・いじめ対策委員会⑥		○	
１１月	保護者相談日⑤			○
１２月	こどもを語る会・いじめ対策委員会⑦		○	
	保護者相談日⑥			○
１月	SEL④実施（全学年）	○		
	心のアンケート実施③	○		
	教育相談日③	○		
	こどもを語る会・いじめ対策委員会⑧		○	
	保護者相談日⑦			○
２月	保護者相談日⑧			○
３月	保護者相談日⑨			○
	こどもを語る会・いじめ対策委員会⑨	○		

３　いじめの未然防止

⑴　学校の未然防止に向けた取組

①　学級活動や道徳の時間を要とした、安心して自分を表現できる集団づくり

・　静岡県版 SEL の実施

・　Ｑ－Ｕの活用

・　情報モラル教育の計画的な実施

②　こどもが主体的に取り組む活動の場の設定

・　児童会活動（縦割り活動・委員会活動・クラブ活動）

③　欠席が続いた場合の対応基準（原則）の設定

・　明確な欠席理由がない場合は、電話連絡をする。

・　３日以上連続で欠席が続いた場合は、電話連絡及び家庭訪問を実施。

※　病気を理由とする欠席であっても配慮を要する児童には、１～２日の欠席であっても電話連絡をする。

④　こどもを第一に考え行動できる教職員集団づくり

・　こどもを語る会による、こどもの丁寧な見取りと情報共有

⑤　学校評価による取組の改善

・　「学校は楽しい」「友達と一緒に学ぶことは楽しい」「学校で安心して過ごしている」「困ったときに相談できる人がいる」などの質問項目の目標達成状況を評価し、取組の改善に生かす。

⑵　保護者や地域への取組

①　ＰＴＡ常任委員会やＰＴＡ総会、学校運営協議会、民生児童委員との懇談会、学級懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供するとともに、情報交換、協議等の場を設定する。

②　いじめに関する子育て講演会の開催や学校ＨＰ、学校便り、学年便り等でいじめ防止について、周知・啓発を図る。

４　いじめの早期発見・早期対応

⑴　「いじめは見えにくい」の視点に立って

①　児童の変化を見逃さない。（日々の観察、日記、本読みカード等）

②　児童の話に耳を傾ける。（日々の会話、アンケート年３回、教育相談年３回）

③　日常の些細な気になる児童の姿を教職員間で共有する。

⑵　相談しやすい環境づくり

・　日常の生活の中で教職員が一人一人の児童に声掛けを意図的に行い、日頃から気

軽に相談できる関係づくりに努める。「またあとで」ではなく、即対応する。

・　保護者相談日を年７回設定し、保護者が活用できるように学校便りや学年便りで周知する。

・　児童及び保護者がスクールカウンセラーを活用できるように、来校日を学校便りで周知する。

・　児童に相談窓口を周知するために、廊下にいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」を置く。

⑶　関係機関との連携

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力が必要であり、専門的な知見を早期に取り入れることが極めて重要である。

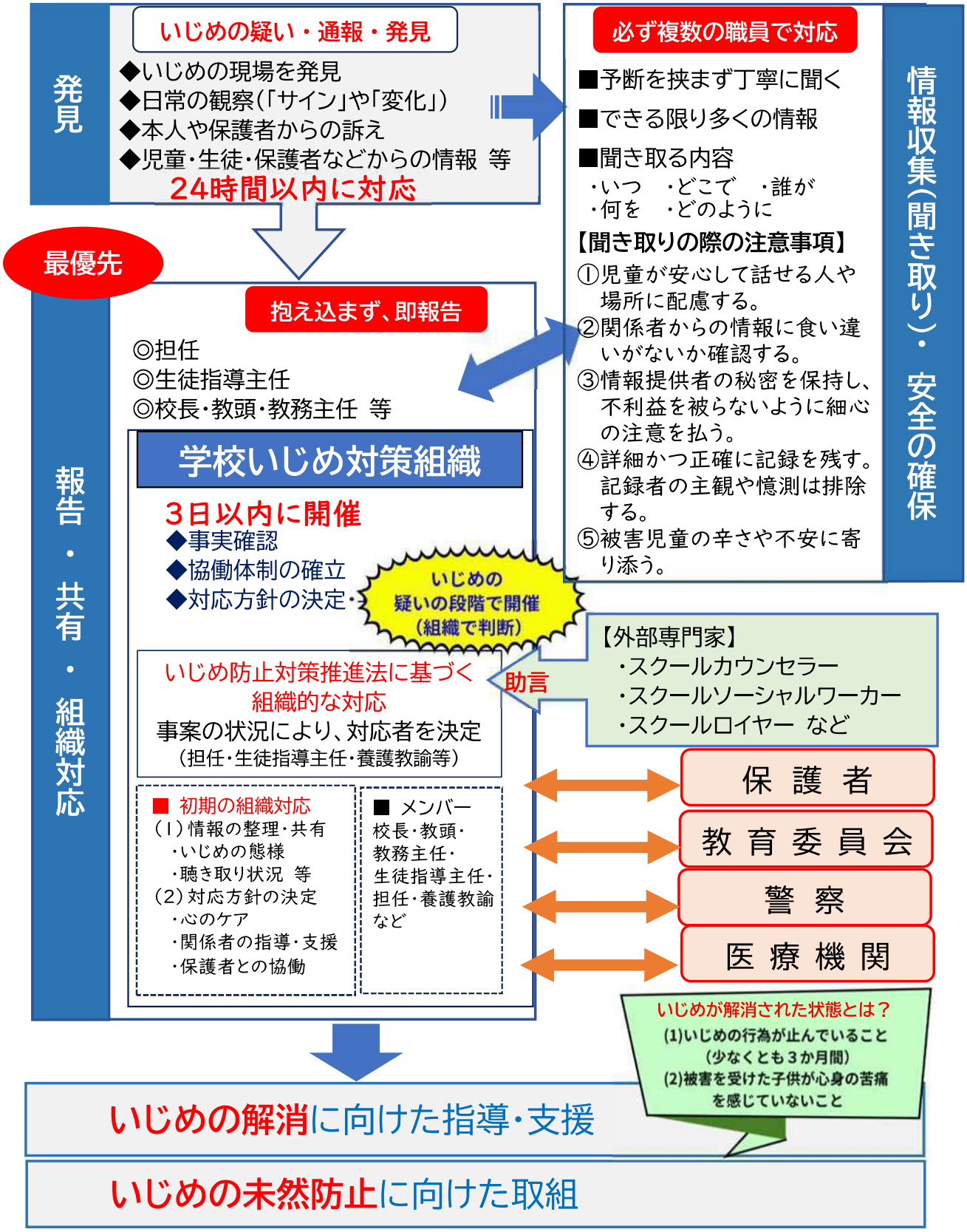
加害児童に対して、指導しているにも関わらず効果が上がらない場合や、事態の深刻化が懸念される場合などには、以下のような関係機関と適切に連携する。

○　警察、児童相談所、医療機関などの相談機関

○　県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

5　早期解決に向けて

⑴　いじめが起こった場合の組織的対応（いじめ対応フロー図）



⑵ ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をＷｅｂサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うものなどを指す。　※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略

② 未然防止

- 学校での情報モラル指導
- 保護者との連携・協力

保護者の皆様へ

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上にこどもたちに深刻な影響を与える可能性があります。
- こどもが利用するスマートフォンや携帯電話等には、フィルタリングを上手に活用してください。
- こどもが写った画像等を含め、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっています。インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識が必要です。
- こどもが利用する前に、こどもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等の使い方を家庭で考え、こどもが納得できるルールを決めてください。また、ルールを守れなかった時のための話合いも必要です。
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれたこどもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問い掛けてください。

富士市PTA連絡協議会が決めたルール（平成 27 年度）

保護者の責任として、必要がなければ携帯電話やスマホを持たせない。持たせるときは、下記のルールを守ります。

1．家庭でスマートフォン等の使用についての約束事を決める
2．家庭の責任において「フィルタリング」を設定する
3．SNSのやり取りにおいて、相手が嫌がるような内容や、見ている人が不快に思うような内容（誹謗中傷等）を絶対に書き込まない
4．SNS上に本人の許可を得ずに、他人の個人情報を絶対に公開しない
5．SNS上にわいせつな画像等を絶対に公開しない。また、保存しない
6．家族のいる場所で使い、食事の時は使用しない
7．小学生は午後 9 時、中学生は午後 10 時以降使用しない
8．児童・生徒同士のやり取りは午後 9 時以降しない

③　早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝える。

・　事実を把握する。

・　書き込み削除を迅速に行う。

⑶　重大事態への対応

教育委員会への報告

○　学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

○　重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

【学校が調査主体の場合】	【教育委員会が調査主体の場合】
・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＣ、ＳＳＷ、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。 ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。	・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。 ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○　いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告　（学校が調査主体の場合、学校が行う／教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う）

調査対象者及びその保護者への説明・報告　（学校が調査主体の場合、学校が行う／教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う）

市長及び教育委員への説明・報告等　――――　教育委員会が行う

調査結果を踏まえた必要な措置　――――　学校と教育委員会が連携して行う

⑷　教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく必要がある。

①　教育委員会との連携について

・　「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。

・　以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア　重大事態

イ　暴力を伴うなど被害が大きないじめ

ウ　被害児童にとって深刻ないじめ

※　すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する。

・　必要に応じて、指導主事、ＳＣ、ＳＳＷ等を学校に派遣を要請する。

・　教育委員会との連携の基づき、必要に応じて、こども家庭課や富士児童相談所、富士警察署、医療機関との連絡・調整も行う。

・　児童や保護者に、いじめについて相談できる窓口等を、教育委員会作成リーフレット等を活用して周知する。

②　富士市内の主な相談窓口

- **いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）**
 ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html
- **ほっとデジタル相談・ふじ**
 ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク
- **子どもなんでも相談（家庭児童相談室）**
 電話：0545-55-2764
 受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15
- **青少年相談センター**
 電話：0545-52-4152
 受付時間：月曜日～金曜日　9：00～16：00（来所相談は要予約）
- **富士市教育委員会学校教育課**
 電話：0545-55-2869
 受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

③　静岡県及び全国の主な相談窓口

- 24時間子供ＳＯＳダイヤル
 電話：0120-0-78310
 受付時間：24時間・365日
- 教育相談ハロー電話「ともしび」
 電話：055-931-8686
 受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00
- ＬＩＮＥじんけん相談
 受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15
- 静岡県警少年サポートセンター
 電話：080-1605-0774
 受付時間：平日　8：30～17：15

LINE じんけん相談

６　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断しなくてはならない。

○　いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するようにする。